

販路開拓コース

●自社製品等の新たな販売先の獲得を目的とした以下事業 ●既存商品の販路開拓

補助率・限度額・対象経費等

項目	要件
補助期間	最大1か年
補助率	1/2
限度額	100万円(以下①～③の1つ、あるいは組合せによる限度額)
補助対象経費	専門家謝金、旅費(専門家、職員)、会場借上料(小間料)、通信運搬費、借損料(リース、レンタル料)印刷製本費、広告宣伝費、受講料、原材料費、委託費(小間装飾料を含む。)、知財取得費(知財出願経費、技術導入費、先行技術調査費)

販路開拓コースは、以下区分ごとの上限額を越えないものとします。

事業区分	補助対象経費	事業ごとの上限額
県外展示会等出展事業	職員旅費、会場借上料(小間料)、借損料(機器リース、レンタル料)、通信運搬費、原材料費、印刷製本費、広告宣伝費(オンライン展示会出展料)、委託費(小間装飾料を含む。)	100万円
WEB・デジタルコンテンツ活用事業	委託費(HP作成・改修・機能強化、動画制作、デジタルカタログ製作)、広告宣伝費(WEB広告)	50万円
商品力・取引量向上事業	●製品パッケージリニューアルに係る経費 委託費 ●知財取得に係る経費知財取得経費 (知財出願経費、技術導入費、先行技術調査費) ●営業人材育成のための研修等に係る経費 専門家謝金、旅費(専門家、職員)、受講料	50万円

事業実施期間

交付決定日から令和4年3月31日まで

事業スケジュール／販路開拓コース(第1期)

募集期間／令和3年6月15日(火)～令和3年7月13日(火)

■事前審査／令和3年7月中旬～7月下旬 ■審査委員会審査／令和3年8月中旬 ■交付決定／令和3年8月下旬

※事業の終期は事前にご相談ください。

Q&A

Q&Aは抜粋です。詳しくは、財団HPをご覧ください。
Q&A情報は、随時更新されます。



県外展示会出展事業

Q1 1回の申請で複数の展示会出展経費を申請できますか？

A1 申請可能です。

Q2 展示会は具体的に決まっているものに限るのですか？

A2 対象となる展示会は予定でも申請可能です。ただし、交付決定後に申請と異なる展示会へ変更する場合はご相談ください。

Q3 既に申込済みの展示会の小間料は対象となりますか？

A3 展示会等の出展については、申込みは交付決定前でもかまいませんが、小間料等の請求書の発行日や支払日が交付決定日以前となる場合は補助対象となりません。

Q4 県や国の補助を受け出展する都内の展示会への交通費は補助対象となりますか？

A4 交通費が県や国等の補助対象となっていない場合は補助対象となります。

Q5 展示会出展に係る説明会出席などの経費は補助対象となりますか？

A5 対象となっている旅費は展示会等出展の際に要する旅費のみで、展示会出展のための説明会や出展後の打合せに要する旅費などは対象外です。

WEB・デジタルコンテンツ活用事業

Q1 他社が運営するインターネットショッピングモールの利用料等は対象となりますか？

A1 補助対象となりません。自社ホームページでのネット販売システム構築等に係る費用は補助対象となります。

商品力・取引量向上事業

Q1 営業人材育成のための研修とはどのようなものが対象となりますか？

A1 プレゼンテーション、交渉、マーケティング等、販路開拓のためのスキルアップを目的とした研修が対象となります。マナー研修、接遇研修、新入社員研修等は販路開拓を直接の目的とした研修ではないため対象となりません。

Q2 研修のための視察に係る旅費は対象となりますか？

A2 外部の研修機関等が実施する研修のみを対象とするため、単なる視察に係る旅費は対象となりません。